

## 横浜港、川崎港、千葉港曳船料率表

横浜市西区みなとみらい3-6-1  
みなとみらいセンタービル19階  
株式会社 新日本海洋社  
TEL : 045-212-4051  
2025年2月26日改訂

### 基本料金

|        |                     |         |
|--------|---------------------|---------|
|        | 1時間当り 08:00 ~ 17:00 |         |
| 基本料金   | 116,900円            |         |
| 特別割引料金 | 15,000G/T未満         | 77,800円 |
|        | 5,000 G/T未満         | 73,000円 |

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船G/Tに関係なく基本料金を適用する。

尚、料金に関しては、取引条件に応じて個別にご相談下さい。

上記、基本料金は2025年5月1日00時01分より、以下の料金に変更します。

|        |                     |         |
|--------|---------------------|---------|
|        | 1時間当り 08:00 ~ 17:00 |         |
| 基本料金   | 121,600円            |         |
| 特別割引料金 | 15,000G/T未満         | 84,000円 |
|        | 5,000 G/T未満         | 79,000円 |

### 1 料金計算方法

- (1) 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは曳船の基点（注釈）から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- (2) 最初の1時間を超過した30分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- (3) 曳船出動後の作業取消しは、総額の20%引とする。

注釈：曳船の基点は、山下ふ頭5号（概位 35° 26.9' N、139° 39.7' E）とする。

### 2 各種割増料金

(1) -1 (2025 年 4 月 30 日まで) 時間外割増料金

|                                        |             |   |            |       |
|----------------------------------------|-------------|---|------------|-------|
| ア 平日時間外割増                              | 05:00～08:00 | } | 基本料金の…………… | 60%増  |
|                                        | 17:00～23:00 |   |            |       |
|                                        | 23:00～05:00 |   | 基本料金の…………… | 100%増 |
| イ 日曜、祝日、特定休日                           |             |   |            |       |
|                                        | 05:00～23:00 |   | 基本料金の…………… | 60%増  |
|                                        | 23:00～05:00 |   | 基本料金の…………… | 100%増 |
| 特定休日……年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日           |             |   |            |       |
| 日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日以降の国民の祝日でない日を休日とする。 |             |   |            |       |

(1) -2 (2025 年 5 月 1 日以降) 時間外割増料金

|                                        |             |   |            |       |
|----------------------------------------|-------------|---|------------|-------|
| ア 平日時間外割増                              | 05:00～08:00 | } | 基本料金の…………… | 80%増  |
|                                        | 17:00～23:00 |   |            |       |
|                                        | 23:00～05:00 |   | 基本料金の…………… | 100%増 |
| イ 日曜、祝日、特定休日                           |             |   |            |       |
|                                        | 05:00～23:00 |   | 基本料金の…………… | 80%増  |
|                                        | 23:00～05:00 |   | 基本料金の…………… | 100%増 |
| 特定休日……年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日           |             |   |            |       |
| 日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日以降の国民の祝日でない日を休日とする。 |             |   |            |       |

- (2) 荒天作業割増、海上風速 15m/S 以上の場合 基本料金の…………… 30%増  
(気象台表示風速の 3 割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

|                                                                         |            |       |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| ア 小柴崎地域の作業                                                              | 基本料金の…………… | 50%増  |
| イ 第一、第二、海堡及び東京地域、千葉地域、<br>横須賀地域の作業（但し、東京港、千葉港及び<br>横須賀港に於ける本船離接岸作業を含まず） | 基本料金の…………… | 100%増 |

3 特殊割増料金

- (1) 港域内海難救助作業 基本料金の…………… 50%増  
港域外海難救助作業 基本料金の…………… 100%以上増
- (2) 消火作業割増  
消火作業を行なった時間に対して 基本料金の…………… 50%増  
尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。
- (3) 危険作業割増 基本料金の…………… 100%増  
(爆破物積載船、タンカー及び LPG 船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれある場合)

上記以外の特殊作業のある場合は、その都度実作業の実態に即応し船会社又は代理店と協議の上決定する。

#### 4 バンカーサーチャージ（BAF）

- (1) BAFはすべて船型に適用する。
- (2) BAFはRIM価格を基準とする。  
(リム情報開発株式会社が算定する東京湾A重油海上バージスポット価格です。  
RIM価格はリム情報開発株式会社の登録商標です。)
- (3) 見直し方法
- ア BAFの見直しは3ヶ月間毎に行う。
- イ BAF算定の燃料油価格（A重油）はRIM価格（1KL当り）とし、  
算定期間は、見直し月の前月を除く3ヶ月間の平均価格とする。
- ウ BAFの見直し実施は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。  
一時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。
- エ BAFタリフ

| A重油RIM価格（キロリットル当たり）   | 1時間当たりの調整料金                             | その後30分毎に          |
|-----------------------|-----------------------------------------|-------------------|
| 40,000 円未満            | 適用せず                                    |                   |
| 40,000 円 ～ 59,999 円   | 5,000 円                                 | 2,500 円           |
| 60,000 円 ～ 79,999 円   | 7,500 円                                 | 3,750 円           |
| 80,000 円 ～ 99,999 円   | 10,000 円                                | 5,000 円           |
| 100,000 円 ～ 119,999 円 | 12,500 円                                | 6,250 円           |
| 120,000 円 ～ 139,999 円 | 15,000 円                                | 7,500 円           |
| 140,000 円 ～ 159,999 円 | 17,500 円                                | 8,750 円           |
| 160,000 円 ～           | 以降A重油RIM価格が20,000円上昇<br>毎に調整料金を2,500円加算 | 1時間当たりの調整<br>金の半額 |

#### 5 曳船料率表の変更

曳船料率表の内容に変更がある場合は、その内容について、実施の2か月前までに当社ホームページ（<https://www.snkaiyosha.co.jp/>）にて通知する。

以上